

施設等利用給付認定申請のご案内

(幼児教育・保育の無償化)



銚子市役所 子育て支援課

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1

電話 0479(24)8967

施設等利用給付認定(無償化)のご案内



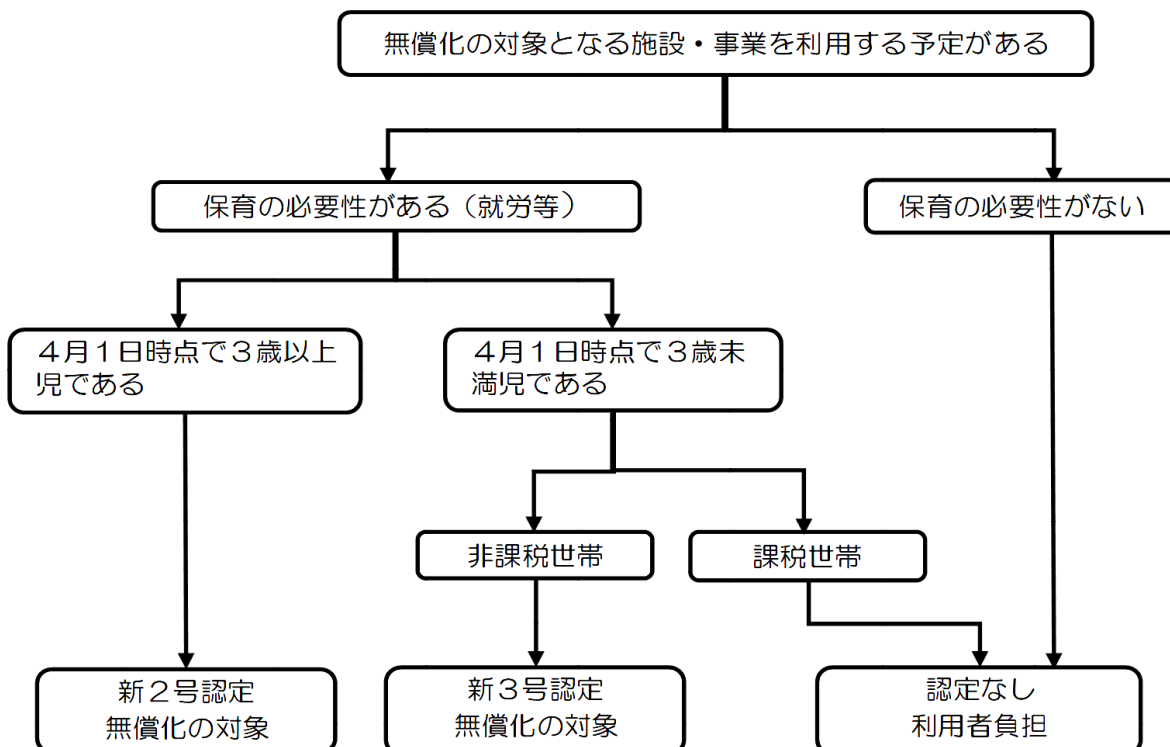
1. 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園や認可外保育施設等の利用に際し、無償化の対象となるために受ける必要がある認定です。区分に応じて1号・2号・3号認定（以下、「新〇号」と表記）と分かれています。

(1) 認定区分

認定区分	認定対象の小学校就学前の子ども	無償化の対象となる施設・事業
新1号	・ 満3歳以上	新制度未移行幼稚園、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号	・ 3～5歳 (4月1日現在の満年齢) ・ 保育の必要性	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
新3号	・ 0～2歳 (4月1日現在の満年齢) ・ 保育の必要性 ・ 住民税非課税世帯	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

(2) 認定のフローチャート



2. 施設等利用給付の認定申請手続き（新2号・新3号）

施設等利用給付の認定は、幼児教育・保育の無償化制度を利用される際に、必要な手続きとなります。この認定を受けていないと、必要な要件を満たしていても無償化の対象となりませんので、希望される方は必ず事前に申請してください。

基本的に、「3歳児以上で小学校就学前の子ども（新2号）」と、「3歳児未満で非課税世帯の子ども（新3号）」が「保育の必要性があると認められるが、認可保育所（園）を利用しない（できない）ので足りない部分を他のサービスで補う場合」に申請を行います。

主なものとしては、幼稚園在籍（認定こども園の1号認定を含む）の子どもが預かり保育や一時預かり事業を利用する場合です。

【必要書類】

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類

提出対象者：父・母・同居している内縁の妻、夫・同居している65歳未満の祖父母

事 由	証明書類
就労	就労証明書（自営業の場合を含む）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日が記入されたもの）
保護者の疾病・負傷・障害	疾病・障害状況申告書（状況により添付書類が必要）
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書（状況により添付書類が必要）
求職活動	求職活動状況申告書
就学、職業訓練	在学証明書、カリキュラム
災害復旧	り災証明書、状況説明書

- ③ 該当する場合のみ必要となる書類

該当する方	提出書類
新3号認定を申請する方で、 1月1日時点で銚子市に住民登録のない方	市町村民税課税（非課税）証明書 （申請書にマイナンバー記載でも可） ※ 要税申告
認可外保育施設を利用される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

※申請手続きの際は、上記の必要書類を揃えて、子育て支援課へ申請してください。

3. 無償化の上限額

施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料（保育料）が無償化の対象となります。

無償化の上限額は認定区分や利用した施設・事業によって異なりますので、下記の表をご確認ください。

また、子育て援助活動支援事業における無償化の対象は、「預かり」と「預かりと送迎」に係る利用料に限ります。

	対象施設・事業	上限額（月額）
新2号	幼稚園や認定こども園が行う 預かり保育	11,300円 ※ 利用日数に応じて上限額が変わります。 (450円×利用日数)
	認可外保育施設 一時預かり事業等	37,000円
新3号	幼稚園や認定こども園が行う 預かり保育	16,300円 ※利用日数に応じて上限額が変わります。 (450円×利用日数)
	認可外保育施設 一時預かり事業等	42,000円

なお、無償化となる利用料（保育料）は、施設等利用費として市に請求していただく必要があります。請求方法は、償還払いと法定代理受領の2通りありますが、施設によって異なるため、請求の際には利用している施設にご確認ください。

請求方法	請求の流れ	提出書類
償還払い	保護者が利用料（保育料）を施設側にお支払いいただいたのち、市に対して施設等利用費として請求していただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・提供証明書 ・活動報告書等（子育て援助活動支援事業） ※いずれも施設、提供会員より発行されます。
法定代理受領	施設側が保護者より利用料（保育料）を徴収せずに、市に対して施設等利用費として請求します。	提出書類なし



4. 認定後の手続き

認定後に次のような事例が生じた場合は、手続きが必要となりますのでご注意ください。

なお、記載事項以外の事例が生じた場合の手続き方法や不明な点については、子育て支援課にお問い合わせください。

事 例	必要な手続き
保育が必要な事由が変わった場合 (例：仕事をやめて求職する等)	変更届の提出が必要です。 子育て支援課の窓口までお越しください。
世帯構成や住所等が変わった場合	
保育が必要な事由がなくなった場合 (例：仕事をやめて求職しない等)	無償化の対象となりません。 認定を取り消しますので、子育て支援課の窓口にお越しください。
新3号認定で非課税世帯から課税世帯になった場合	
市外に転出する場合 ※ 同一施設を引き続き利用する場合も 手続きが必要です。	銚子市の認定を取り消します。 転出後も同一施設を利用する場合、無償化対象となるためには、転出先市町村で新たに認定を受ける必要があります。 転入手続き後、早めに手続きをしていただくようお願いいたします。

令和7年4月からの施設等利用給付認定申込受付期間



受付期間：令和6年11月28日（木）～令和6年12月4日（水）（土・日を含む）

受付時間：9時～17時

受付場所：市役所1階 2番窓口 子育て支援課

必要な物：申請書、その他添付書類（2ページを参照してください）

